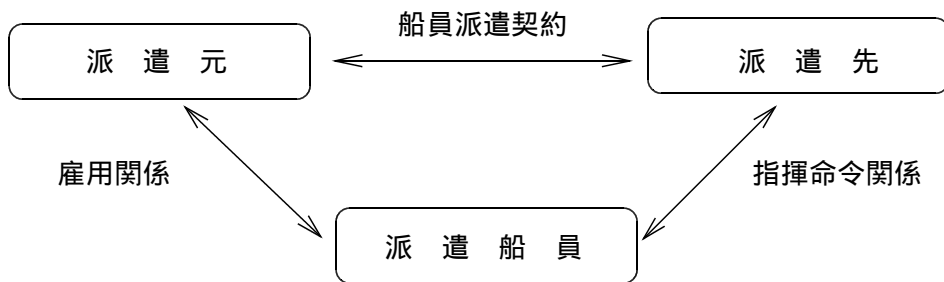


## 船員派遣事業とは・・・

船員派遣事業とは、船舶所有者が自己の常時雇用する船員を、他人の指揮命令を受けて、この他人のために船員として労務に従事させることを業として行うことをいいます。船員派遣事業を行うためには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

「常時雇用する船員」とは？  
期間の定めなく雇用されている船員のことをいいます。



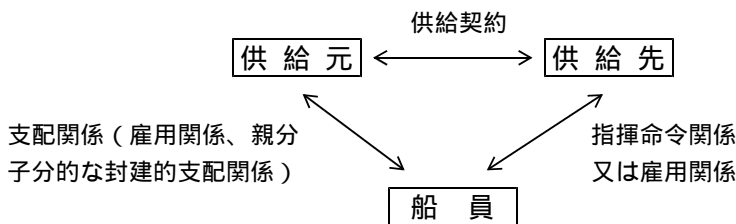
### 船員労務供給事業との関係

船員派遣事業は、現行船員職業安定法第53条によって禁止されている船員労務供給事業下図(1)から、供給元と船員の間のみ雇用関係があり、供給先と船員の間には指揮命令関係のみある形態を取り出し、一定のルールのもとに適法に行えるようにしたものです。

したがって、上記以外の形態(下図(2))のように供給元と船員の間には雇用関係のないもの、及びのように供給元と船員の間には雇用関係がある場合であっても、供給先に船員を雇用させることを約して行われるものは、従前どおり、船員労務供給事業として改正船員職業安定法第50条に基づき禁止されることとなります。

### (船員労務供給事業)

#### (1) 改正前



#### (2) 改正後

